

(仮称) みさき農業公園基本計画(素案)に対する意見募集の結果について

■意見募集の概要

- (1) 募集期間 : 令和7年2月3日(月)～令和7年2月25日(火)
(2) 意見提出者 : 3人

■意見と対応方針

(反映の表示 A:意見を反映する B:今後の参考とする C:反映できない、意見の趣旨や内容が具体的に回答できない等)

No.	頁	意見	対応方針
1		農業公園整備事業を計画している地域は、大阪府内だけでなく全国的にも知られた淡輪古墳群に含まれます。事業計画地内には、二基の大型古墳が知られています。その一つ、西陵古墳は国がその重要性を認めて、国指定の史跡になっています。大きさでは、国内28番目を誇る大型古墳です。また、西小山古墳は、国内でも大型のホタテ貝型古墳であり、1940年の調査で出土した鎧兜の兜は国の重要文化財に指定されています。この二基の有名な古墳を含むこの地域での事業計画にあたり、「観光、農林業、特産品の活性化構想」を提唱しつつも、その活用が十分に図れていないと感じます。 これは、「宝の持ち腐れ」に他なりません。みさき農業公園を全国規模で広報できる素晴らしい地元の「文化資産」と呼べる財産が岬町にはあるのです。堺市は平成元年の百舌鳥古墳群世界遺産登録後、いろんな場面で百舌鳥古墳群を活用しています。淡輪古墳群は百舌鳥古墳群に引けを取らない大型古墳で構成される古墳群です。ぜひともその価値を活かした事業の進め方を検討して下さい。	21頁ゾーニングイメージで示すとおり、西陵古墳等のエリアは「観光・交流エリア」として設定することを考えており、ご意見にあるように西陵古墳の活用も含めた計画としています。具体的な活用手法等については、引き続き検討を進めます。 (反映:B)

2	1	1. 計画の目的 1行目 計画や基本構想などは策定した年月を明確に記載した方が良い。第5次総合計画の策定などについては年月を明確に記載している。	ご意見を受けて修正します。 (反映：A)
3	1	1. 計画の目的 2行目 「活性化構想では、「道の駅みさき北側・西陵古墳周辺」において、農業公園を整備する方針が位置付けられています。」とあるが、「みさき農とみどりの活性化構想」のどこにそのような方針が記載されているのか読み取れない。活性化構想で「農業公園」という文言はP17に体験拠点などの整備の例として1ヶ所記載されているだけである。本計画の農業公園整備は活性化構想のP25「⑦広域からの集客をねらう農とみどりを活かした活性化拠点プロジェクト」のスタートアップの取組例の「道の駅みさき周辺の農空間での遊休地を活用した貸し農園等の実施」に基づく事業であると思われるが、活性化構想の中では明確に「農業公園」として位置付けられていないと思われる。今回のみさき農業公園整備の活性化構想における位置づけについて誤解のないような表現した方が良い。	ご意見を受けて修正します。 (反映：A) 修正にかかる岬町の考えは以下のとおりです。 ご意見のとおり、活性化構想には「農業公園」と具体的には記載していませんが、この広域活性化拠点の機能イメージは、今般のみさき農業公園基本計画の20頁整備工程イメージに引き継がれています。 みさき農とみどりの活性化構想18頁の戦略4において「広域からの集客をねらう農とみどりの拠点」を形成することが位置付けられており、その具体的な施策として農業公園を想定しています。 また、みさき農とみどりの活性化構想25頁の先導プロジェクト⑦では、拠点の候補として「道の駅みさきを含む周辺地域」と「みさき公園を含むエリア」が設定され、「道の駅みさきを含む周辺地域」においては、周辺の農空間との効果的な連携による体験農園、体験工房、レストラン、芝生広場、マルシェ、古墳広場、古代農園、水生植物園などの機能イメージが想定されています。
4	1	1. 計画の目的 6行目 下記の表現の方が良いのではないか。 「・・・みさきらしい公園となるよう・・・」 →「・・・岬町らしい公園となるよう・・・」	ご意見を受けて修正します。 (反映：A)

5	1	2. 計画の位置付け(関連計画) 2行目 「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は令和6年4月に「岬町デジタル田園都市構想総合戦略」に改訂されている為、下記を修正すべき。 「・・・「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年（2021年）4月策定）・・・」 →「・・・「岬町デジタル田園都市構想総合戦略（令和6年（2024年）4月策定）・・・」	ご意見を受けて修正します。 （反映：A）
6	3	1. 対象地の位置等 土地利用現況図 土地利用現況図内に「※本図は南海本線から府道725号までの間の土地利用を示したもので、着色部は区域を示すものではない。」と記載されているが、「区域」とは「対象地」を意味しているのか？ この土地利用現況図を見ると赤丸部分の中の着色部の土地が対象地を示しているように見える、右端の黄色部分が赤丸からはみ出している。上記※部分の記載や赤丸、着色部の関連が分からないし、この土地利用現況図だけからでは具体的にどの土地が対象地かが分からない。具体的に対象地の範囲が決まっているのであれば、その境界部分を目立つように線で縁取るなど分かりやすい記載にした方が良いのではないか。	ご意見を受けて修正します。 （反映：A） 修正にかかる岬町の考えは以下のとおりです。 農業公園を整備する対象地は具体的には決定しておりません。今後、地権者意向の再調査等により対象地を確定する予定です。 また、ご意見のとおり土地利用現況図において着色部分は区域を示すものではないと記載しておりますが、より明確な図へ修正します。
7	6	①都市計画に係る法規制 対象地の用途地域 この対象地の用途地域の図を見ると右端の市街化調整区域の土地が赤丸部分からはみ出している。もしもこの部分も対象地なのであれば、赤丸の中に納まるようにした方が良く、具体的に対象地の範囲が決まっているのであれば、その境界部分を目立ちように線で縁取る	ご意見を受けて修正します。 （反映：A）

		など分かりやすい記載にした方が良いのではないか。	
8	8	②農地に係る法規制 農空間保全地域指定図（抜粋） 農空間保全地域指定図（抜粋）の範囲が広く、対象地が小さくて分かりづらい為、もっと対象地部分に拡大した方が良い。	ご意見を受けて修正します。 （反映：A）
9	11	●第5次岬町総合計画（令和3年5月） 第5次岬町総合計画の策定年月が令和3年5月となっているが、P1では令和3年3月となっているし、都市計画マスタープランでも令和3年3月となっている。令和3年3月の間違いではないか。	ご意見を受けて修正します。 （反映：A）
10	14	③ 後継者の状況（単数回答） 2行目 「全体の6割以上が将来の就農者が決まっていない。」とあるが、将来の就農者が決まっていないのは下記3項目の合計で54人(88.5%)ではないか。 ・後継者はいるが、就農については未定である：16人(27.1%) ・後継者はいるが、就農しない予定である：21人(35.6%) ・後継者はいない：17人(28.8%)	ご意見を受けて修正します。 （反映：A）
11	15	⑥ 農業体験への関心と受入れ意向（複数回答） 5行目 「・・・「幼稚園、保育園、小学校」など・・・」の部分はこの記載だと意味が分からない為、表の文言に合わせて「・・・「幼稚園・保育園・小学校の授業などに限定した農業体験」など・・・」と明記した方が良い。	ご意見を受けて修正します。 （反映：A）
12	15	⑦ ⑥で示した農業体験を別の団体が企画運営する場合の農地提供意向（単数回答） 「ぜひ提供したい」「提供したい」は提供を希望するといった点では同じである為、区別する必要はないのではないか。	ご意見を受けて修正します。 （反映：A） 修正にかかる岬町の考えは以下のとおりです。

			今後の農業公園整備の検討の資料とするため、農地提供の意向を図るために区別しております。 ご意見にあるとおり、説明文を「ぜひ提供したい」と「提供したい」を合わせて4割以上の回答がある」と明確な形に修正します。
13	18	●「(仮称) みさき農業公園について」ヒアリングの要旨 ※で「オーガニックビレッジ」の注釈を記載しているが、ページを跨いでおり、何の注釈かが分かりづらい為、「※…これまでの・・・」→「※オーガニックビレッジ…これまでの・・・」と明記した方が良い。	ご意見を受けて修正します。 (反映：A)
14	20	2. 整備機能 イメージ図と■段階的な整備の2行目に「アattend機能」という文言があるが、どのような機能が分かりづらい為、説明を記載した方が良い。	ご意見を受けて修正します。 (反映：A)
15	20	■町内のその他取組(≡モデルプロジェクト 注2)) 2行目 「・・・農業公園としての足らずの部分の補完します。」→「・・・農業公園として足りない部分を補完します。」の方が表現として分かりやすい。	ご意見を受けて修正します。 (反映：A)
16	21	3. ゾーニングイメージ 「淡輪ランプの交差点付近に農業公園への出入口を設け、信号処理により府道に交通負荷をかけない円滑な交通動線の確保を行う。」とされているが、淡輪交差点付近は現在でも分岐が複雑であることから、開店当初から初めての来店者が車線を間違えることがある。淡輪ランプの交差点付近に農業公園への出入口を設けてしまうと、さらに分岐	21 頁ゾーニングイメージに示す予定する出入口については、農業公園及び道の駅利用者の車両による交通渋滞の発生等現行の府道に交通負荷をかけない円滑な交通導線の確保に向けて、関係機関と連携を図りながら引き続き検討を進めます。 (反映：B)

		が増えて複雑になってしまう為、事故リスクなどが懸念される。また、車だけでなく歩行者の農業公園と道の駅みさきの行き来が発生してしまう為、横断歩道の歩行者横断待ちによって渋滞を助長させてしまう可能性がある。その上、道の駅に車を停めたまま農業公園を利用する人が出てくる可能性があり、道の駅の駐車場の回転率を低下させ、駐車場待ちによる渋滞が発生させてしまう可能性がある。また、農業公園だけではなく、新たなみさき公園整備においても急激な交通量の増加による府道 752 号の渋滞発生は大きな課題となっている為、この点も踏まえた上で対策を検討する必要がある。 これら点を考えると、農業公園だけでなく新たなみさき公園への来場者の多くが通る事が予想される岬町の入口となる淡輪ランプ付近に農業公園への出入口を設けてしまうと、渋滞発生を助長してしまう可能性があり、事故リスクの増加や住民の生活に大きな支障が生じてしまう事が懸念される為、避けるべきではないか。あえて農業公園と道の駅みさきを容易に行き来できないように出入口は海岸連絡線からだけで良いのではないか。	
17	24	2. モデルプロジェクト モデルプロジェクトとして保育所・幼稚園・小中学校の農業体験も加えてはどうか。地権者の意向のアンケート調査でも農業体験への関心と受入れの意向として、「幼稚園・保育園・小学校の授業などに限定した農業体験の受入」といった回答がある。また、淡輪の幼稚園・保育所・小学校では「はたけっこ」や「学校田」といった取組みもなくなり、作物を育てる体験が減っている。農業体験は非認知能力の育成や食育にも繋がる為、岬町の子どもたちの健全育成といった観点から	岬町としましても、子どもたちが農業に触れ合える環境整備が必要と考えております。 いただいたご意見は、今後の農業公園の整備を進めるにあたり、具体的な事例として検討を進めます。 (反映 : B)

		もとても重要であると考え。また、作物を育てるだけでなく、それを給食で提供して自分で育てた作物を食べたり、販売体験などを行ったりしても、子どもたちにとって良い経験になると思う。このように子どもたちの畑や田んぼを農業公園に設置することで、町内だけでなく、町外の方に対しても岬町の子育て・教育環境の魅力の発信に繋がり、移住定住に繋がると考える。また、現在岬高校の畑が府道 752 号沿いにあるが、これも上記の子どもたちの畑と一緒に農業公園に設置し、岬高校と連携を図っても良いと思う。	
18	27	■モデルプロジェクト④ 岬町のシンボルになるフルーツが実るまちづくりプロジェクト 6 行目 品目の例へのアーモンド、ハーブ、放牧の記載や、参考例の和歌山県海南市の黒沢牧場の記載についてはフルーツではない為、「岬町のシンボルになるフルーツが実るまちづくりプロジェクト」には適さないのではないかと。特に P6 にも記載の通り、淡輪・国道 26 号沿道地区地区計画の制限として、対象地は建築物の用途制限として畜舎を建築できないことになっている。このような点からも対象地での放牧は難しいのではないかと。	ご意見を受けて修正します。 (反映：A) 修正にかかる岬町の考えは以下のとおりです。 モデルプロジェクト④は町内農地の活用や町内農業者と連携した特産品づくりを目的としています。計画上の生産品目はフルーツを想定していますが、フルーツのみに限らず、放牧や新規就農者の育成の観点等幅広く検討したいと考えています。 また、畜舎に関する建築物の用途制限については、農業の用に供する目的の建築物であることから、都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、建築することが可能です。
19	29	3. 整備・運営手法 ※で「テナントリーシング」の注釈を記載しているが、何の注釈かが分かりづらい為、「※…空き店舗や・・・」→「※テナントリーシング…空き店舗や・・・」と明記した方が良い。	ご意見を受けて修正します。 (反映：A)
20	30	4. スケジュール	ご意見を受けて修正します。

		「①公設民営(業務委託・指定管理者制度・DB0)と場合」と「②民設民営(PFI)の場合」でタイムスケジュールを比較しているが、タイムスケジュールの比較をするのであれば、同じ縮尺のタイムスケジュール表にまとめて記載すべき。特に公設民営と民設民営の違いのポイントの1つとして民設民営の方が1年間多く時間がかかるといった部分がある。この違いは同じ縮尺のタイムスケジュール表にまとめて記載しないと分かりづらい。また、本来であれば同じ期間であっても縮尺の違いによって、線表の長さが異なってしまう、期間の長さが異なるように見えてしまう。	(反映：A)
21		「みさき農とみどりの活性化構想」および「みさき農業公園基本計画」については大いに賛同します。 ブルーベリー狩り農園として、当方がすでに実践していることや目指している将来計画がこの中に含まれているからです。今回の対象地は道の駅みさき北・西陸古墳周辺と見受けられますが、せんなん里海公園周辺の計画もぜひ進めて欲しいです。対象地の法規制の対応で開発許可を手続きがありますが、当方が目指している将来計画を実現するためには、この手続きが必要になるのではと考えていますが、当方だけではとても対応できないため将来計画の一部は停滞しています。20ページにある道の駅含めての一体的な農業公園の図の中で当方が担えることはいくつもあると考えています。25ページのモデルプロジェクト②はすでに実践している部分なのですぐに対応出来ます。26, 27ページのモデルプロジェクト③と④は当方が目指している将来計画に含まれているものです。先導プロジェクトやモデルプロジェクトなどで当方でできることがあればお手伝いさせていただきます。	農業公園は農やみどりに関するハブ的役割を担うことを目指していることから、本計画の推進により町内の周辺地域においても、農とみどりが活性化されるよう検討を進めますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。 (反映：B)